明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

38	43	45			0.1 1 （注２）						

を

鳥　取 ・ 松　江						38	43	45			0.1 1 （注４）

に、

鳥　取 （注３）			31	36			0.1				

を

鳥　取 （注５）			31	36							

に、

松　江 （注４）			41				1				0.1

を

松　江 （注６）			41								

に、

高　松 （注５）			15	17	18	21	27			0.5	1

を

高　松 （注７）			15	17	18	21	27			0.5	

に、

須　佐			35	53	55					0.01	
			50	40	43						

を

須　佐			35※	53	55					0.01	
			50	40	43						

に、

八幡浜			47	49	54	57				0.01	
					50	51					

を

八幡浜			47	49	54	57				0.01	

に、

西宇和			54	57	58	61				0.02	
			17	51	49	21					

を

西宇和			54	57	58					0.02	

に、

郷ノ浦			20	38	45	61				0.03	
						41					

を

郷ノ浦			20	38	45	61				0.03	

に、

今帰仁			14	15	16					0.03	
竹　富			14	15	16					0.01	

を

今帰仁			14	15	16						

に改め、同表中（注５）を（注７）とし、（注４）を（注６）とし、（注３）を（注５）とし、（注２）を（注４）とし、（注１）の次に次のように加える。

（注２）　周波数（チャンネル番号）の欄中、上下２段に周波数（チャンネル番号）の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数（チャンネル番号）を、下段は変更する周波数（チャンネル番号）を表す。この場合において、上段の周波数（チャンネル番号）(上段に※が付されているものを除く。)の使用は平成24年７月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年７月25日からとする。

（注３）　周波数（チャンネル番号）の変更に際しては、当該変更前の放送区域と同等の放送区域を確保することとし、チャンネル番号17及び35の周波数を使用して同時に同一番組を放送する場合の空中線電力は1.2kWを最大とし、チャンネル番号35の周波数のみを使用して放送する場合の空中線電力は1.1kWを最大とする。

○総務省・農林水産省・国土交通省告示第九号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を、同法第二条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十一日

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

都道府県	郡　市	過疎地域とみなされる区域
新潟県	長岡市	旧川口町
長崎県	佐世保市	旧江迎町　旧鹿町町

○法務省告示第百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定及び法別表第一の四の表の就学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育施設等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日

法務大臣　千葉　景子

第一条　平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

別表第一の専門学校長野外語カレッジの項の次に次のように加える。

長野平青学園日本語科	長野県

別表第一のＩＧＬ健康福祉専門学校日本語学科の項の次に次のように加える。

ヒューマンウェルフェア広島専門学校日本語学科	広島県

別表第一の九州ビジネス専門学校日本語科の項を削る。

別表第二の船橋国際外語学院北校の項の次に次のように加える。

船橋国際外語学院湊校	千葉県
中央国際文化学院	千葉県

別表第二の早稲田京福語学院の項の次に次のように加える。

サンカレッジ東京	東京都
和円教育学院	東京都

別表第二のユニタス日本語学校の項の次に次のように加える。

富士言語文化学園	山梨県

別表第二の弥勒の里国際文化学院日本語学校の項の次に次のように加える。

広島アカデ〃ー	広島県

別表第二の九州言語教育学院の項の次に次のように加える。

みずほ外語学院	福岡県
富士インターナショナルアカデ〃ー	福岡県
さくら日本語学院	福岡県

別表第五のＪ．Ａ．Ｂ学院の項の次に次のように加える。

九州ビジネス専門学校日本語科	福岡県